

私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領

私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）に関する事務の取扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱（令和2年制定。以下「要綱」という。）によるほかこの要領によるものとする。

（対象となる者）

第1条 要綱第3条第1項第3号に規定する在学した期間は、その初日において高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）に在学していた月を1月として計算することとし、次の各号に掲げる期間は通算しないものとする。

- （1） 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を1月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることができた月を除く。）
- （2） 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

2 要綱第3条第1項第4号にいう生計維持者は、生徒に父母がいる場合にあつては当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合にあつては当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度における生計維持者と同様の取扱いとする。

- （1） 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- （2） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- （3） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- （4） 前2号に掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

3 第4条に規定する区分1及び2の所得確認を行う生計維持者の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、生計維持者の全員の最新の個人番号カードの写し又は課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「所得確認書等」という。）が確認できる場合に限って、対象とする。

（対象となる学校）

第2条 要綱第3条第1項第5号にいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

（支給期間）

第3条 専攻科支援金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。ただし、次の各号に規定するものについては当該修業年限とする。

- （1） 高等学校の専攻科の定める修業年限が24月に満たないもの。
- （2） 特別支援学校の専攻科の定める修業年限が36月に満たないもの。

(3) 特別支援学校の専攻科のうち 36 月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県知事が必要と認めるもの。

2 受給権者が転学等をする場合において、転学元と転学先での修業年限が異なるときは、転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（転学元での在学月数×転学先の修業年限÷転学元の修業年限により得た月数※端数切捨て）を除いた月数を転学先での残りの支給期間とする。

(支給額)

第4条 要綱第3条第3項の規定により、所得に応じた補助対象上限を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮し、以下の算式により算出された額（以下「算定基準額」という。）（生計維持者が2名の場合は、それぞれの算定基準額について 100 円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額。）により判断する。

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1（課税標準額）×6%－調整控除の額※2

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額となる。

対象となる世帯	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
区分1 住民税非課税世帯	100 円未満（非課税）	270 万円未満程度
区分2 住民税非課税に準ずる世帯 ※住民税非課税世帯の 1/2 倍	100 円以上 51,300 円未満	270～380 万円未満程度
多子世帯	上記に関わらず所得制限なし	

※ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項各号に掲げる者又は同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算定基準額は 0 円とする。

※令和 4 年 7 月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも 1 年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から 12 万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。

【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－12 万円）×6%－調整控除の額※

※ 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3/4 を乗じた額となる。

【早生まれに係る調整が必要な者】

支給期間	該当者の生年月日
令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月分	平成 17 年 1 月 2 日～4 月 1 日
令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月分	平成 18 年 1 月 2 日～4 月 1 日
令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月分	平成 19 年 1 月 2 日～4 月 1 日

(受給資格認定)

第5条 要綱第5条に規定する受給資格の認定に当たっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、様式第1号の1に以下の書類を添付し、事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して岩手県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(1) 所得確認（区分1、区分2であることの確認）の添付書類

生計維持者等全員の所得確認書等

(2) 扶養確認（多子世帯であることの確認）の添付書類

生計維持者の個人番号カードの写し等又は市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等及び様式第14号（以下「扶養確認書等」という。）

- 2 代理申請者は、前項に規定する書類に様式第1号の3及び様式第2号の1又は様式2号の2を添付し、岩手県が別に通知する日までに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、要綱第5条第2項に規定する受給資格の認定を決定したときは様式第3号の1及び様式第3号の2により、受給資格の不認定を決定したときは様式第4号により代理申請者に通知するものとする。

（収入等状況の届出）

第6条 要綱第6条に規定する届出は、様式第1号の1に以下の書類を添付し、毎年度岩手県が別に通知する日までに代理申請者を經由して知事に提出しなければならない。

（1） 所得確認（区分1、区分2であることの確認）の添付書類

所得確認書等

（2） 扶養確認（多子世帯であることの確認）の添付書類

扶養確認書等

- 2 前項の規定に関わらず、生計維持者に変更があった場合又は生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）、調整控除の額若しくは扶養親族の情報に変更があった場合には、様式第1号の1に変更後の所得確認書等又は扶養確認書等を添付して、代理申請者を經由して速やかに知事に提出しなければならない。ただし、提出すべき所得確認書等の額に変更がない場合は所得確認書等の添付を要しない。

- 3 代理申請者は、第1項に規定する書類に様式第1号の4及び様式第2号の1又は様式2号の2を添えて知事に提出しなければならない。

- 4 代理申請者は、第2項に規定する書類に様式第1号の4を添えて知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、第3項の書類を審査し、支給の可否及び支給額を判定した結果、継続支給することを決定した場合には様式第3号の2により、受給資格の消滅を決定した場合には様式第5号の2により代理申請者に通知するものとする。

- 6 知事は、第4項の書類を審査し、支給の可否及び支給額を判定した結果、継続支給することを決定した場合には様式第3号の3により、受給資格の消滅を決定した場合には様式第5号の2により代理申請者に通知するものとする。

（受給資格の消滅）

第7条 要綱第7条第1項に規定する届出は、消滅の事由判明後、様式第5号の1により速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 要綱第7条第2項に規定する審査又は確認の結果は、次の各号の規定により代理申請者に通知するものとする。

（1） 要綱第3条第2項第2号又は第3号に該当しなくなったもの 様式第5号の3

（2） 上記以外の理由によるもの 様式第5号の4

（授業料額の変更）

第8条 要綱第8条に規定する届出は、様式第6号により速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の書類を審査し、支給額を判定した結果、支給額が変動する場合には様式第3号の3により代理申請者に通知するものとする。

（交付の変更申請）

第9条 要綱第11条に規定する別に定める書類は、様式第7号とする。

(支払いの差止め)

第10条 要綱第16条第1項に規定する受給権者の停学（3か月未満のものに限る）による支払いの差止めは、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの期間とする。なお、処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をせず、支給期間の進行は停止しないこととする。

2 要綱第16条第2項に規定する届出は、様式第8号により速やかに知事に提出しなければならない。

3 要綱第16条第3項に規定する通知は、次の各号により代理申請者に通知するものとする。

(1) 要綱第6条の規定による届出がないことによる支払いの差止め 様式第9号の1

(2) 受給権者の停学（3か月未満のものに限る）による支払いの差止め 様式第9号の2

(支給一時停止及び支給再開)

第11条 要綱第17条第1項の規定による届出は、次の各号により代理申請者を經由して速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 受給権者の休学による支給一時停止 様式第10号の1

(2) 受給権者の復学による支給再開 様式第10号の2

2 代理申請者は、前項第1号に規定する書類に様式第10号の3を、前項第2号に規定する書類に様式第10号の4を添えて知事に提出しなければならない。

3 要綱第17条第2項の規定による通知は、次の各号により代理申請者に通知するものとする。

(1) 受給権者の休学による支給一時停止 様式第11号の1

(2) 受給権者の復学による支給再開 様式第11号の2

(家計急変支援制度)

第12条 家計急変支援制度に係る取扱いは、別紙のとおりとする。

(支給実績証明書)

第13条 要綱第24条第1項の規定による申請は、様式第12号の1により知事に提出しなければならない。

2 要綱第24条第2項の規定する支給実績証明書は、様式第12号の2により申請者に交付するものとする。

(別に定める期日)

第14条 要綱各条に規定する別に定める期日は、毎年度岩手県が別に通知する日までとする。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月16日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月14日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月18日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月9日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年6月10日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

(別紙)

私立高等学校等専攻科修学支援金における家計急変支援制度の取扱いについて

1 趣旨

家計急変により生計維持者の収入が減少した世帯に対して、専攻科修学支援金（以下、「通常の専攻科修学支援金」という。）の支給額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として実施する専攻科修学支援金についても支給の対象とする。

2 支給対象

以下の(1)、(2)を満たす者に対し、専攻科修学支援金を支給する。

(1) 対象となる家計急変事由

家計急変支援の対象となる具体的な事由として、主なものは以下のとおり。

- ①負傷・疾病による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
- ②自己の責めに帰することのできない理由による離職
- ③被災により就労困難等となった場合

なお、被雇用者以外の個人事業主等や会社役員についても対象となる。自己の責めに帰する理由による自己都合退職、定年退職等は対象外。

(2) 対象となる家計急変事由発生後の推計年収

①対象要件

家計急変事由により、生計維持者の収入が減少し、家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収が約380万円未満相当（算定基準額に相当する額が51,300円未満）となった場合

- ・通常の専攻科修学支援金を受給していない者（世帯年収が380万円以上程度の世帯）の推計年収が約380万円未満相当となる場合
- ・通常の専攻科修学支援金の区分2を受給している者（世帯年収が270～380万円未満程度の世帯）の推計年収が約270万円未満相当となる場合

なお、通常の専攻科支援金と同様に、区分ごとの算定基準額に相当する額は以下のとおり。

- ・区分1相当 算定基準額に相当する額が100円未満
- ・区分2相当 算定基準額に相当する額が100円以上51,300円未満

②推計年収の算定

・初回審査時

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、入学前に家計急変事由が発生した場合など、家計急変事由が発生してから4か月以上経過している場合は、申請月※の前3か月の収入状況で算出する。

※すでに通常の専攻科修学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合は、その翌月

・収入状況確認時

初回審査後の7月及び1月には収入状況確認を行う。7月、1月の前6か月の収入状況から所定の算定方法を用いて算出する。ただし、前6ヶ月に家計急変事由が発生した月が含まれる

場合は、家計急変事由が発生した翌月以降※の収入状況で算出する。

※家計急変事由が発生した日が月の初日の場合は、当該月以降

ただし、再就職するなどして推計年収が約270万円以上相当（区分2相当）又は約380万円以上相当（支給対象外）に回復すると見込まれることとなった場合は、申請者は必ず届け出る（収入回復届出。様式第13号の1又は様式第13号の2）必要がある（回復している場合、家計急変支援の支給区分の変更又は終了となる）。なお、推計年収が約270万円以上相当（区分2相当）に回復すると見込まれることとなった場合は、収入回復届出（様式第13号の2）のほか収入証明書類の提出が必要となる。

※推計年収が回復し、一度支給区分が区分2相当になった後、同一の家計急変事由により再度収入が減少した場合であっても、支給区分の変更（区分2相当から区分1相当）は行わない。

（3） 家計急変支援の対象となる期間

在学中だけでなく、入学前に発生した家計急変事由により収入が減少している状態が入学時まで継続している場合（審査時の課税所得に家計急変事由による収入減少が反映されていない場合）も対象となる。

（4） 専攻科修学支援金の額及び支給対象上限額

通常の専攻科修学支援金の額と同じ。

※通常の専攻科修学支援金の区分2の金額を受給している場合は、区分1の金額との差額が支給される。

（5） 申請・届出

家計急変事由が発生した場合、様式第1号の2により速やかに申請を行うことができる。

3 その他

上記のほか、具体的な家計急変事由や推計年収の算定方法、必要となる各種証明書類、その他認定事務等に係る取扱いは、「高等学校等就学支援金事務処理要領第IV部」を準用する。